

特定非営利活動法人横断型基幹科学技術研究団体連合 木村賞授賞規程

2012年8月24日制定

(設置)

第1条 横断型基幹科学技術の発展に寄与する優れた研究を顕彰したいとの第2代会長木村英紀氏のご篤志によりいただいたご寄付を基金とする木村賞を設置する。

(対象と表彰内容)

第2条 横幹連合コンファレンス/シンポジウムでのとくに優れた研究発表に対して、毎年2件を上限として表彰するもので、表彰状、記念品、副賞を贈呈する。

(審査と決定)

第3条 木村賞の審査を行うために、以下の構成員から成る木村賞審査委員会を設ける。

委員長：副会長1名

幹事：総務・会員委員会委員長

委員：横幹連合コンファレンス/シンポジウムのプログラム委員長

委員長・幹事が指名する理事若干名

2. 木村賞の受賞者の決定は、木村賞審査委員会から会長への報告に基づき、理事会が行う。

(表彰)

第4条 木村賞の表彰は、会長が総会で行い、会誌「横幹」等に発表する。

附則

1. 基金の運営、および、記念品、副賞金額は、別に定めるところによる。
2. 本賞の実施は、第4回横幹連合総合シンポジウムからとする。